

私どもの税理士事務所を御理解いただくために・・・

実は先日遠くはなれた場所の税理士事務所を探す仕事をしました。

これがかなり「雲をつかむような」仕事だったのですね。

どういうサービスをしてくれるのかなとか、値段はどうかなとか、知識は新しいかなとか・・・

税理士事務所が言うのも遅いのですが、「税理士選びって難しいな」と感じました。

そこで、私どもの事務所をご理解いただくために質問形式で考え方・特徴をまとめました。

#### 【質問1】

税理士報酬は

1. 安いほうがいいと思っている
2. 高いほうがいいと思っている
3. 普通がいいと思っている

これについての私の考えは1. です。

実を言うと「安い」のには「松葉」と「税理士」を理解してもらおううえでとても大事なキーワードなのです。

「顧問料を下げよう」と思ったのには理由があります。

断っておきますが「価格競争力が無いから」ではありません。

ちょっとした、というかかなり私の軸となっている理由があるのです。

回答を先に述べますと、

1. 顧問料の高いお客さんだと自分の事務所にとって「大事な」お客さんになってしまう。
2. 「大事な」お客さんになってしまうと、いなくなるとうちの事務所の経営が困ってしまう。
3. 結果として、お客様に「言いにくいことが言えない」関係になってしまう。

からです。

昔話になりますが、私は開業当時「税法における弁護士」を目指していました。「納税

者の代理」ですから当然だと今でも思います。

ところが長い間に、何か「温度が違うなー」と感じました。

何でかな？と思っていたところ最近接した弁護士さんと会話をしているうちにあることに気付きました。

それは懲戒制度の違いです。

税理士法では

第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

となり、財務大臣が税理士の「クビ」を決められます。

では弁護士は「法務大臣かな？」と思うと

弁護士法では

第五十六条

1 省略

2 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う。

となっており、弁護士会(弁護士の集まり。弁護士は弁護士会に登録しなければならない。)が処分をするのですね。

弁護士さんの仕事と税理士の仕事の違いを私なりに説明しますとこうです。

例えば物の値段でもめいてたとします。

1. Aさんは100円といい
2. Bさんは10円とそれぞれ主張しました
3. 本当は60円から70円くらいだとします。

弁護士さんの仕事は

1. Aさんに依頼されれば100円を主張し
2. Bさんに依頼されれば10円を主張します

ところが、私はこうします。

まず正しい値段を追究して本当は60円から70円(物の値段ですから多少の幅はある

と思います。) と思えば

1. Aさんに依頼されれば100円じゃないよ。せいぜい70円だよと説明し
  2. Bさんに依頼されれば10円なんて安すぎるよせいぜい60円だよと説明します
- 僕の目指す税理士像はこうなんです。

だからいつでも正しいことが言える環境におくために報酬で振り回されたくないんですね。

これが僕の軸になっている考えです。

### 【質問2】

税金は

1. キャッシュフロー重視で考えたい
2. とにかく納税額を少なく考えたい
3. 払う気はない

私の考えは1. か2. ですね。ところが所得税・法人税が利益×税率で計算する以上はどこかで納税額はできます。

それよりも、税金が払えないというのは「計算上の利益が現実に蓄積されていないという意味で」、計算が間違っている可能性があります。

また、必要以上に税金がかかってしまっている可能性があります。これの対策には月次決算が早道なのです。

### 【質問3】

税理士と言うと、どんなイメージなのでしょう？

1. 税務署に媚びて税金をまけてもらう人
2. いつも税務署とやり合っている人
3. 税務署員とは殆ど会ったことがない人

信じられないでしょうが、私は(というかうちの事務所自体が)3. なのです  
えー仕事しているのか!!!と言わないで下さい。仕事はしています。そして仕事をしているから会わないのです。

うちの事務所は日本の上位5パーセント位には入っていると思います。でも会いません。申告納税(納税者と同等の情報を持って税金を計算し、それを証明できる証拠を揃えておくこと)を淡々とやってきた結果です。

殆ど税務調査もありません。

私は22年間この商売をやっていますが、これでいいと思います。

ちなみに過去の実績です。

#### 松葉税理士事務所の過去の税務調査件数

2007年	1件
2006年	1件
2005年	0件
2004年	0件
2003年	0件
2002年	1件
2001年	1件
2000年	0件
1999年	0件
1998年	0件
1997年	1件
1996年	3件
1995年	0件

#### 松葉税理士事務所の翌月巡回監査率の推移

2006年12月	95.7%
2005年12月	93.5%
2004年12月	92.2%
2003年9月	90.6%

#### 【質問4】

税務調査は

1. ない方がいいと思っている
2. 来ても仕方がないと思っている
3. 事故だと思っている

昨年までは「税務調査の無い事務所」を売りにしていたのですが、昨年ついに調査がありました。

そして今年はあることか事前通知なしで（つまり午前中にいきなり）税務職員が来ました。

そこで、皆様にはよくよく覚えていただきたい事ですが、「いきなり税務職員が来たらどうするか。」ということについてご説明します。

まるで難しくありません。

1. 中に入れない
2. 税理士を呼ぶ

といったところです。

べつに税務職員を敵視や軽視などしていません。なぜかという、実は前回の調査が長かったのです。

すごいトラブルかと言うと、何もトラブルになっていないのです。6万5千円をどうするかだけで2ヶ月ほど停滞しました。

課税される金額は3万円ほどで納税はゼロです。

いやでしょう？早く終わりたいですね。

だからあまりかかわらないほうがいいのです。「やっぱり税務調査は面倒くさい。」です。

多分お役人ですから、

- ①間違っ事はできない。
  - ②気になったことをうやむやにできない。
  - ③相手が商売していて時間的に迷惑なものには気がつかない。
- のではないのでしょうか？

だから、税務職員を困らせないために・・・

とにかく、「何の情報も与えずに、税理士を呼ぶ」必要があります。

とにかくどの情報が彼らにヒットするかわかりませんからね。

何度も言いますが、別に脱税を幫助しようというのではないです。

最近そういう細かい事をごちゃごちゃ言う税務調査官にあたっちゃったという事です。ちゃんとやっても運悪く根掘り葉掘りされても、何せ任意の調査を受けていますから、もういいでしょ？とは言にくいですしね。

さて、うちの事務所の「売り物」は税理士法33条の2の「書面添付」ですが、これに

は理由があります。

あるのですが、これ乗り越えて「あきらかに法律違反の税務職員」がいました。その顛末を書きますが、書面添付には力があります。これは納税者と税理士の権利なのです。

まず、税理士法 34 条では、税務調査を行う際は、30 条(税務代理の権限の明示)の書面を提出している税理士に対し、調査を行う日時場所を通知しなければならないと規定され、

税理士法 35 条では、33 条の 2 の添付書面が提出されている会社に対し、税務調査を行う場合には税理士に意見を述べる機会を与えなければならない、と規定されています。なぜこのような規定が設けられているか、大武健一郎 元国税庁長官は、TKC 全国会の講演会などで、下記のような話をされています。

- ・ 国の財政状態から、国税庁の職員の定員増強は難しい
- ・ 雇用形態の変化から所得税の還付申告が増え、事務量が增加
- ・ 相談事務拡大のため、調査一辺倒の事務だけでは対応できない。
- ・ 国際化、IT化によって税務調査が難しくなった

以上のことから、税務職員と税理士がうまく連携しなければやっていけない。

まず税務調査ありきの姿勢や、いきなり会社に押しかけて調査を始めようという姿勢は貴重な時間を無駄にし、浪費する行為となります。

但し、税理士法 35 条では下記に示すとおり、「税務官公署の当該職員は、・・・あらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、・・・書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない」とし、「事前通知を行わないこととした場合を除き」と、事前通知なしも有りうるように匂わせる部分もあり、これは認識しています。

法律は常識ですが、この法律は基本が

- ・ 「意見聴取」であり、その目的は調査省略です。
- ・ そして例外が「意見聴取後」したけれど「実地調査」を行う。
- ・ 事前通知を行わない場合というのはそれよりもさらに例外であります。

先日「書面添付している法人で、事前通知を行わない」調査（入口で帰ってもらいまし

たが) の後、税務調査官と電話で次の質問をしました。

「税理士法 33 条の 2 の書面が付いていた場合、10 回に何回くらい事前通知なしで調査をしていますか?」

という質問に対して「100%意見聴取をしていない」と言い切っていました。

こんな調査官は初めてです。でもこういう人も中にはいるのです。但し、同じ「税金」に携わる人としてがっかりしました。

税のロスについてはあまり考えが及ばないのでありましょう。

この法律では「意見聴取なしで実地調査」は「飛び込み調査」以外は予定されておられません。意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、書面を添付した税理士が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、実際の意見聴取に当たって生じた疑問点を解明することを目的として行われるものであるためです。

100%(税理士法 35 条上の例外である) [「事前通知を行わない」] で調査を行っている] 国税調査官は、税理士法違反である疑いが強いです。

何せ例外が常習化しているのですから普通ではないです。

但し、この調査官はまだ良かったのです。

先程も申しましたが、税理士法 35 条には

- ① 基本が「意見聴取」であり、その目的は調査省略です。
- ② そして例外が「意見聴取」はしたけれど「実地調査」を行う。
- ③ 事前通知を行わない場合

の三通りしかありません。

つまり、いきなり税務調査(③飛び込みを除いては・・・)はありません。

ところが、その後(飛び込み後) 統括官から電話があり、「税務調査の日程を調整したい」との連絡がありました。

ご案内の通り、法 35 条には「いきなり税務調査はありません。」

これは「疑いなく」法律違反です。法律に予定がありませんからね。

当然ですが、この税務調査は無くなりました。

皆様もあわてずに対応してくださいね。それが国が予定している制度なのですから。

但し、こりだけ力のある添付書面ですが、添付率が5%程度（当事務所はほぼ100%）程なのです。もう少し全国平均を上げていきたいと率直に思います。

（意見の聴取）

第35条 税務官公署の当該職員は、第33条の2第1項又は第2項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない

#### 【質問5】

税額を決めるのは

1. 納税者だと思っている
2. 税務署だと思っている
3. 税務調査だと思っている

うちのお客様にはほとんど死語となっていますが、世の中にはこういう言葉があります。  
「税務署に通りましたよ!!!」

何を言っているかというと、脱税又は租税回避行為を税務署が見落としたという事です。我々プロは、「税務署に通りましたよ!!!」と言われると、下記の理由をちゃんと説明します。

税理士がたずさわる税金は通常は、所得税・相続税・贈与税・法人税・消費税、法人の住民税と事業税などでこれらは全て「申告納税方式」を採用しています。

これは、納税者本人が自分の責任で納税額を計算し、申告する方式です。という事は、税金は自分で決めるものなのですね。

「税務署に通りましたよ!!!」と言っている人は、間違いなく税金は税務署員が決められるものだと思っています。勘違いしていますね。

（普段会ったこともない）税務署員が、税金を決められないから、そういう税目については納税者が決めなさいと言っているわけです。

申告納税方式とは逆に公務員が決める税金だってあるんですよ。  
固定資産税はそうですね。土地なんか見たまんま課税します。これを賦課課税方式と言います。

「申告納税方式」とは、納税者本人が自分の責任で納税額を計算し、申告する方式です。

税理士業務が「税金の計算」と思っている人は沢山います。間違っははいませんが本当は、

1. 普段会って状況が分かった上で「計算」する。・・・申告納税だから
2. 証拠資料を残して「証明」する。・・・申告納税だから
3. 納税プランを含めた納税資金のコントロールをする

これが税理士の標準業務です。

#### 【質問 6】

会計は

1. シンプル(簡単)で正確なほうがいいと思う
2. 正確であれば複雑でもいいと思う
3. とりあえず今月の払いができればいいと思う

経理は「コスト部門」です。しかし金勘定をしているのも経理です。  
ですから「コストをかけずに金勘定」ということが望ましいです。

これから「ちょっとした工夫で経理が簡単になる方法」をご提案します。

1. 現金を無くす(決算書から現金を無くしましょう) そのために右記ソフトを無償提供しています。⇒ <http://zeitokaikei.blog93.fc2.com/>  
(ア) 会計は数字と現物が一対一に対応する(例えば計算上の預金の残高と通帳の残高が一致する等) 必要があります。  
ところが現金は、本当に残高がいくらあるかを証明するのは至難の業です。(例えば監査法人の監査に至っては、公認会計士さんが期末の夕方に現金残の確認に来ます。)  
(ウ) それに毎日現金が合わなければ合うまで帰れません。  
(エ) ですから現金レス会計(所定の様式で精算し、お金は通帳へ振り込む方法)によって煩わしい現金管理とはオサラバしましょう

## 2. 事業に関係ない資産を持たない

(ア) 会計で資産がひとつ増えるとその資産のある限り資産管理をしなければなりません。固定資産税等の税金もそうですが、実際に稼動しているかどうか、保険管理や減価償却費等いろいろやるが増えます。

(イ) また、総資産の大きい会社は、相当利益を出さないと評価されません

(ウ) 事業上やむおえないものなら仕方ありませんが、出来る限り持たないほうがいいです。

## 3. 給与〆日を月末締め翌月15日とする

(ア) 毎月の試算表が、大抵は1日から末日までの経営成績を出すように作られている以上、給与も末締めが望ましいです。

(イ) 〆日から支給日まで15日あけているのは、10日だと間に土日や祝日が入ると、給与送金に間に合わない、というかゴールデンウィークや年末年始はかなり厳しいです。

(ウ) また、10日だと12月の年末調整が早く出来ます。(冬の賞与が遅い場合を除く。)

(エ) 同様に売掛金、買掛金の〆も末締めが基本です。

## 4. 手形をもらわない

(ア) これは管理が面倒くさいからです。

(イ) また、不思議と倒産する会社は手形を切っているように思います。

(ウ) 売掛金だけならせいぜい売上の2月分しか溜まりませんが、手形が入ると6月分くらい溜まることもあります。資金繰りや、倒産のリスクを考えるとできればそういうものをもらわない仕事を選びたいものです。

## 5. 出来る限り現金決済をする

(ア) 未収入金や未払い金はそれ単体で立派に資産や負債を構成するためチェックが面倒だし、仕訳の数も増えます。

(イ) 普通預金からの振込みや、入金等のように、普通預金を活用しましょう

と、5項目記載しました。

ただ「面倒くさいから」という視点で選びましたが、経営から見ても、実はどれもこれも大切なことなのです。

例えば無駄な資産を持つと、総資産が大きくなり必然的にROA (Return On Assets : 総資産利益率) が低くなります。

このなかのいくつかをこなせば、事業効率が上がり、資金繰りもよくなり、利益がでることでしょう。

別件ですが、私どもの事務所では「何が何でも翌月5日には試算表を仕上げる」とは思っていない。

経営にスピードが大事なのは理解できます。

誤解しないでほしいのですが、月次決算を早めるのは経理屋の勤めだと思います。

しかし日にちだけが早くなって、しかもその数字が「グレー」だと思いながら承認するのは

では、試算表に意識が向かなくなるのが怖いです。

第一週に月次決算を仕上げるのは簡単ではありません。ただし、だれでもできます。

だれでも第一週で出来ます。これを請求書ベースでやろうとすれば、第2週か第3週になると思います。

- ・購買の人をちゃんと機能させる事
- ・営業からの報告がきちんと経理に伝わるようにすること
- ・そこそこの力量(疑問を感じてくれる人)の経理の人を置くこと

以上は納品書ベースで経理をやろうとした場合(公開時にはもともと求められる)です。これにより第一週でできます。

それなりの力量(会社全体が見渡せる人)が必要となるか、これを企業のシステムに組み込もうと思うと明らかに「仕事のための仕事」が出てきます。

皆さんにご理解いただくために、あえて事例を出して私の考えを述べます。

ある通信関係の上場会社の常務とかシステム開発で上場している会社の財務担当役員と最近よく

会いますが、こんな事を言っていました。

「月次決算を早くやりたければ、〆日を10日前倒しにすればいいんですよ」

とか、

「役員会の資料は物凄く粗くて翌月訂正金額が大きい。但し皆さん折込済みで承認している」

と言っていました。

べ日を10日前倒しにするくらいなら、役員会を10日後ろ倒しにするのと変らないではないか  
と思います。

#### 【質問7】

月次試算表は

1. ほぼ100%毎月出すものである
2. 70パーセント以上は目指すべき
3. 決算期まで試算表はいらぬ

私どもの事務所はほぼ毎月出しています。

別に管理会計がどうか、制度会計でいいとか難しい事を言う気はないです。

そもそも会社と言うと何を思い浮かべられるでしょうか？

会社登記上の会社ですか？ 目で見える建物・そしてそこにいる人の集合体としての目に見える会社ですか？

試算表は現金と言うフィルターを通した会社です。いわば現金の現地棚卸を毎月やりたいと思っているのです。

また、余談ですが試算表は社長以外の誰かが作った方がいいと思います。でないと、もったいないですね。

試算表はものすごく「お金に関する濃い情報」が満載なので、社長以外の社員にも知っていてもいいのです。

例えば「うちの会社の売上は去年よりいいんだ・・・」とか、「A社は入金滞っているんだ・・・」

とか、社長として社員にいちいち言わなくても、その試算表作成者から否が応でも他の社員に伝わると思うのです。

「A社の入金がまだだよー」とか社内で活発に会話をしてくれれば、社長はそれだけ仕事が減ります。それに仕事の（この場合でしたら代金回収の）精度が上がると思うので

す。

これをやらない（というか社長が背負い込んでしまうのは）のは時間的にもったいないです。

折角ある情報は仕事に使うべきですね。

それから試算表を作る人は、中小企業の場合は支払いや入金も管理していることが多いと思います。

そうすると「何でこんなに支払いが多いの？」という他愛も無い会話から、社内の引き締めになるひともしばしばあります。

これって社長が引き締めるのは体力がいりますが、経理の人は簡単に何の疑問も無く聞いてきますからね。

実は物凄くたすかっているのです。

あと、社長が暇になるということは、物凄く大事なことで、要するに売上を10倍にしたければ、社長の仕事を今の売上に対して1/10にするしかないと思うのです。

この意味でも試算表は他人任せがいいですね。

あと黒字の試算表を見るのは楽しいし、赤字なら「？」って考える余裕もできるし・・・本来これが社長の一番の仕事です。赤字対策も立派な楽しい仕事です。

あと、うちの会社がいい例ですが、きちっと合法的に試算表を作ってもらえると、安心して仕事に冒険ができますね。

あとで「えー？ 本当はお金なかったの？」なんて最悪でしょ

最後に1つ

オーナー会社は「経営者」と「投資家」がミックスされているわけですが、試算表を見るときは経営者の目だけではなく「投資家」の目で見てください。

そうすると利益が出ているとうれしいですよ。

ほら、自分の持っている株価が上がるとうれしいでしょ。

あれと同じです。

ただ、その会社のお金を仕事にしか使えないところも「株」と一緒ですよ。

## 【質問8】

遺言について

1. 最低でも一部の財産について遺言をしておく必要があると思っている
2. 全ての財産について遺言をしておく必要があると思っている
3. 遺言はするべきではないと思っている

私の考えは1. か2. ですが、最低でも自社株と自宅だけは遺言をしておいてください  
ねと言う意味では1. です。

以前にある講演会で得た情報をまとめたものです。

#### I 遺言でできること

- ・ 所有権を瞬時に決められる・・・これにより、株主の権利（議決権・配当金を受ける権利・残余財産の分配を受ける権利）をすぐに行使するが出来ます。所有権以外の所有は準共有(民法 264 条)とありますが、遺言がないと、遺産分割が整うまで準共有となってしまう。準共有だとこれらの権利をだれが行使していいかわからず、たなざらしになってしまいます。例えば準共有の株が 50%あれば株主総会の開けない会社になりかねないし、また、開けたとしても少数株主にしたいほうだいされる可能性もあります。

#### II 遺言でできないこと

- ・ 借金の行き先は遺言では決められない・・・アパートは長男に、そして借金は次男にという遺言は無効（もし、これが出来てしまうと、貸す側から見ると、例えば次男に返済能力がなく、自己破産でもされたら長男に返済を求められなくなってしまうからです。）
- ・ 遺留分を放棄させることはできない。（ちなみにアメリカには遺留分がないです。遺言がオールマイティーなのですね）慰留分減殺請求をしたとたん所有権から準共有に逆戻りすることとなります。これには注意が必要です。
- ・ 持ちもどしをしないという意思表示はできるが慰留分を侵害できません。

#### III 寄与分について

- ・ 事業承継者が寄与分を請求できない。例えば、会社の株価が高いのは、長男が寸暇を惜しんで働いたからでだったとします。その場合でも、・・・報酬をもらっているから・・・無償でないと・・・という理由で寄与分は認められないわけです。
- ・ 判例では寄与期間が 10 年以下でほとんど寄与分（第 904 条の 2）は認められていません。寄与分が認められるには①無償でしかも② 20～30 年間の特別の寄与が必要です。
- ・ 寄与分の上記の欠点は遺言一つで解決する話なのです。だから、寄与分に頼るのはプロの仕事ではありません。

#### IV 遺留分の問題点。

- ・ まず、慰留分の生前放棄は可能です。
  - ・ 遺留分のどこが問題かというと、例えば
- ① 価値のない同族会社の株を父からもらった
  - ② 息子は寸暇を惜しんで働いた

- ③ 父は全財産をこの息子に与える遺言を書いた
- ④ 株価が上がった

とします。ところが、息子が頑張れば頑張るほどに株価が上がり慰留分も上がってしまうという問題があります(日経新聞 2007/6/12 にこの問題点を取り上げて法改正検討と言う記事がありました。これについてはこちらもどうぞ)

・ 価格弁償の抗弁というものがあります。これは遺留分は、相続財産以外の財産で手当てしてもいい。また反対に、遺留分の請求側には(例えば遺留分を現金でください等と言う)選択肢はないです。

#### V その他の特記事項

- ・ 遺言がないと自動的に民法に従って相続が開始します。と言うことは民法の規定により分けられない財産はすべて準共有または共有となります。
- ・ これを避けられる人はたった一人です。もちろん遺言をかける当の本人だけです。
- ・ 「死んだあととは知らない」と言っている人はただの知識不足という他はありません。

#### 【質問 9】

相続争いのときは

1. 専門家として依頼者が 100%勝つように協力してほしい
2. 専門家として依頼者が 60%勝てるように協力してほしい
3. 関わらないでいてほしい

もちろん被相続人(お亡くなりになった人)のご意志が最優先ですが・・・  
ただし、ご意志があれば、遺言を書いておいて欲しいと思います。

専門家ですから①を選ぶべきなのはわかります。但し、争う相手が親族ですから 2. になります。

我々は争っている瞬間に携わっているだけですから 1. で満足かもしれません。

しかし、親族はこれからも付き合い合っていくべきだと思います。

100%こちらが勝ってしまったら、相手は 100%負けるわけで、そういう関係を亡くなった方は望んでいच्छらなかつたのだと思います。

一歩ずつ歩み寄る・・・これが望ましい関係だと思います。

「あいつもここまで引いてくれたのだからいいとするかー！」

これが私の考えです。

【質問 10】

税理士は

1. 顧客に成り代って申告をする人だと思っている
2. 申告書の記載のわからない顧客の申告書を書く人だと思っている
3. 税務署の出先機関だと思っている

日本の税制は一部を除いて「申告納税（自分で計算して税額を確定する）」となっています。

課税庁が決める賦課課税とは違います。

歴史的に昭和20年までは全て賦課課税だったのです。

ところが申告納税に変わった。・・・つまり賦課課税ができなくなったのですね。

何故かと言うと、自分の事は自分が一番詳しいから・・・課税庁側はより詳しい人に頼んだのだと思います。

だから固定資産税は今でも賦課課税なのに相続税は申告納税なのです（固定資産税は「見たまま」課税できますからね）。

そこを考えると、他人（税理士）に申告を頼む人はどう考えればいいでしょう。

自分並みに詳しくなってくれる人を探すべきではないでしょうか？

もう一つ、別の見方で質問を受ける場合があります。

それは「申告だけをやってくれますか？」です。

- ① やる
- ② やらない
- ③ 内容を聞いて多分断る（医療費控除・住宅ローン控除・贈与税の申告等、手間さえあれば出来るものを除く）

税理士法で「・・・申告納税制度の理念にそって・・・」と言われているのは、「納税者本人並みに詳しくなって申告して来いよ！」と言っているように思え、つまり①の様に無条件では「やる」と言い切れないのです。

②のように頭ごなしに「やらない」と言うのでは国から預かった制度に申し訳がありません。

だから当然③になります。

ということは、「私が本人に成り代れるほど詳しくお話が聞けない人。協力が得られない人の申告はできない。」ということになります。

参考までに・・・

#### 税理士法

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

#### 国税通則法

第16条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

##### 1. 申告納税方式

納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

##### 2. 賦課課税方式

納付すべき税額がもっぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

もっと詳しく知りたい方は、当事務所のメールマガジンにご登録ください。

→ [登録はこちらから](#)